

朝鮮総督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令（案）

（昭和二十六年政令第 号）

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

（目的）

第一章 朝鮮総督府交通局共済組合（以下「組合」という。）の本邦内にある財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する。

（監督）

第二章 組合の本邦内にある財産の整理は、主務大臣の監督に属する。

（特殊整理人）

第三章 組合の本邦内にある財産の整理は、特殊整理人が行う。

2 特殊整理人は、主務大臣が選任する。

3 旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令（昭和二十四年政令第 二百九十一号、以下「政令第 二百九十一号」という。）第十條第三項から第五項までの規定は、特殊整理人に準用する。

（特殊整理人の権限）

第四章 組合の本邦内にある財産の整理に関する組合の代表並びに当該財産の管理及び処分権限は、特殊整理人に専属する。

（債務消滅行為等の禁止）

第五章 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ第七條第一項各号に掲げる債務について、并済その他債務を消滅する行為をすることができない。

2 特殊整理人は、第六條の規定による整理計画書の認可があり、

且つ、主務大臣の指示があつた後でなければ組合の本邦内にある財産を処分することができない。

3 前二項の規定は、公租公課の支払をする場合及び主務大臣の許可を受けてする場合においては適用しない。

(整理計画書)

第六條 特殊整理人は、主務大臣の指定する日までに、主務省令の定める手続により、左に掲げる事項を記載した整理計画書を作成し、主務大臣の認可を申請しなければならない。

一 第七條第一項各号に掲げる債務の債権者の氏名又は名称、債権額、弁済又は相殺その他の方法により債務を免かれる額及び順位

二 第九條の規定による残余財産の分配を受ける者の氏名、当該残余財産分配の基準となる掛金の額及び組合員であつた期間並びにその者に対する残余財産分配額

三 その他主務省令で定める事項

(債務弁済の順位)

第七條 組合の本邦内にある財産をもつて弁済すべき債務は、左に掲げるものとし、特殊整理人は、左の順位によりこれを弁済しなければならない。

一 整理に要する費用に係る債務及び本邦内における事業又は財産に係る公租公課

二 組合の本邦内の事業又は財産から生じた債務

三 組合の給付を受ける権利を有する者のうち、戸籍法(昭和二十二年法律第二十四号)の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦内に住所又は居所を有する者に対する組合の給付債務、但し、第四号に掲げる債務を除く

四 前号に規定する者に対する組合の年金債務のうち、特殊整理人選任の時に於いて未だ支払時期の到来していないもの

2 政令第二百九十一号第二十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による債務の弁済について準用する。

(正金の一時金決算)

第八条 前条第一項第四号に掲げる年金債務は、主務省令で定めるところにより一時金に換算して支払うものとする。

2 旧令による共済組合等からの年金受給者に対する特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号、以下「特別措置法」という。)の規定の適用については、前項の規定による年金の債務の支払は、第十三条第四項の規定の適用を除いて、当該年金債務を消滅させるものと解してはならない。

(残余財産の分配)

第九条 特殊整理人は、第七条第一項に掲げる債務を弁済した後、その残余財産を同項第三号又は第四号の規定により年金又は一時金を受けた者に対し、当該給付に係る組合の組合員が組合員でな

くなつた時における掛金の額に当該組合員が組合の組合員であつた期間を乗じた金額の割合に応じて分配しなければならぬ。

(組合の給付債務の債権者等に対する催告)

第十条 特殊整理人は、就職の後経過なく、第七条第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者に対し、一定の期間内に証拠書類を添えて当該権利の確認を求め、ための申出をなすべき旨の公告をしなければならぬ。但し、その期間は、三月を下ることができない。

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて少くとも三回以上しなければならぬ。

3 第一項の規定による公告には、同項の権利者は同項の期間内に権利の申出をしないときは、第十二条第一項において準用する特別措置法第十八条第一項の規定による権利の確認が得られないため債務の支払又は残余財産の分配を受けることができないことが

ある旨及びこの政令施行の際本邦にいない債権者其の他この政令の規定による整理中に特殊整理人に対して総利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由がある者については、当該整理終了後においても共済組合連合会に対してその総利の確認の申出をすることによつて共済組合連合会から特別措置法の規定による年金又は一時金の支給を受けることができる旨がある旨を附記しなければならぬ。

（一）債権者に対する催告

第十一条 特殊整理人は、就職の後遅滞なく、第七条第一項第一号又は第二号に掲げる債務（公租公課を除く。）の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申出よう催告しなければならぬ。但し、その期間は一月を下ることができない。

2 政令第二百九十一号第十五条第二項から第四項までの規定は前項の債権者に対する催告について準用する。

（組合の給付債務の債権者の総利の確認）

第十二条 特別措置法第十八条の規定は第七条第一項第三号及び第四号に掲げる債務の債権者の総利の確認について準用する。この場合において同法第十八条第一項中「その年金又は一時金の種類及び額」とあるのは「その権利の種類及び額」と読みかえるものとする。

2 特殊整理人は、前項において準用する特別措置法第十八条の規定による総利の確認を受けた者に対してのみ、第七条第一項第三号又は第四号の債務の弁済及び第九条の規定による残余財産の分配をするものとする。

（特別措置法の特別）

第十三条 組合については、大臣は、特別措置法第九條（特別措置法の規定による調査を要しないものとし、同条第一項の規定は、第十條第一項の規定による公告に代りて行つて可いものとする。）

終了した後遅滞なく行うものとする。

- 2 組合については、共済組合連合会は、特別措置法第十七条の規定による公告を要しないものとし、同法第十九条及び第二十条の規定の適用については、~~第十~~第十一条第一項において準用する特別措置法第十八条の規定により特殊整理人がした権利の確認は、同条の規定により共済組合連合会がする権利の確認とみなす。但し、共済組合連合会は、この政令施行の際本邦にいない権利者その他のこの政令の規定による整理中に特殊整理人に対し権利の確認の申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められる者に限り、当該整理終了後権利者の申出に基いて、特別措置法第十八条の規定による権利の確認をすることができるものとする。
- 3 共済組合連合会は、この政令の規定による整理が終了するまでの間は組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の支給をしないものとする。

- 4 組合に係る特別措置法の規定による年金又は一時金の受給権利者が、第七条第一項第三号若しくは第四号に掲げる債務の支払又は第九条の規定による残余財産の分配を受けた場合においては、同法の適用については、これらの債務の支払又は残余財産の分配として受け付けた金額の限度において共済組合連合会から同法の規定による年金又は一時金の支給を受けたものとみなす。

- 5 特別措置法第二十三条の規定の適用については、第十条第一項の規定による公告は、同法第十七条第一項の規定による公告とみなす。

(準用)

第十四条、政令第二百九十一号第二号第一号第二号、第四号及び第五号、第四条第一号及び第二号、第六号、~~第八号~~、第十一条第二号、第十二条、第十六条、第十八条から第二十三条まで、第二十六条、第二十七条、第二十八条の三から第二十九条まで、第三十

- 一 條、第三十三條、第三十七條、第三十八條第二号、第四号及び第五号、第三十九條及び第四十一條まで並びに第四十二條第二号から第五号までの規定はこの政令の規定による組合の本邦内にある財産の整理について準用する。
- この場合においてこれらの規定中左の各号に掲げる字句は、それぞれ当該各号に掲げる字句に読みかえるものとする。
- 一 第四條第一項中、第六條、第十六條第一項及び第二十七條中「指定日」とあるのは、「特殊整理人の選任の日」
- 二 第四條第一項中「第十條」とあるのは、「昭和二十六年政令第 号朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に関する政令、以下「政令第 号」という。」
- 三 第四條第一項、第十六條第一項中「就職の日から九十日以内」とあるのは、「就職の後遅滞なく」
- 四 第十八條第一項中「前條」とあるのは、「政令第 号」

六條

五 第十九條第一項中「第十七條」とあるのは、「政令第 号」

第六條

六 第三十九條中「第二條第一項第一号の規定による指定」とあるのは、「特殊整理人の選任」

（罰則）

第十五條 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五條の規定に違反して并びその他債務を消滅する行為をし又は資産を処分したとき。

二 第六條の規定に違反して整理計画書の認可を申請せず、又はその計画書に虚偽の記載をしたとき。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、前條

の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に
対し、前條の罰金刑を科する。
附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

朝鮮總督府交通部共濟組合の本邦内に於る貯蓄は、逕合國境商
司令官の昭和二十六年一月五日附指令及び二月七日附指令により
整理する必要があるからである。

裏面白紙

前記 日本を人支拂つた後に去つてゐる各強宗貢産は待殊整理人によ
 りて日本邦内に於けるものありて、其の整理を待殊整理人に
 委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、其の整理を待殊整理
 人に委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、其の整理を待殊
 整理人に委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、其の整理を
 待殊整理人に委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、其の整
 理を待殊整理人に委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、其
 の整理を待殊整理人に委託し、其の整理を待殊整理人に委託し、

裏面白紙

進捗に關する連 合國最高司令官總司令部宛の爾後の報告の提出
は要求されな
い。

最高司令官に代り

高級副官

米國陸軍准將

ケー・ビー・ブツシユ

裏面白紙

法律第百五十六号(昭和二十五年十二月十一日)

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法案

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法

~~(X)~~

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 年金受給者のための特別措置(第三條—第七條)

第三章 連合会の業務(第八條—第十六條)

第四章 年金受給者等の権利の確保(第十七條—第二十一條)

第五章 推則(第二十二條—第二十四條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)以下「共済組合法」という。)の規定による共済組合連合会(以下「連合会」という。)をして旧陸軍共済組合・旧海軍共済組合の権利義務を承継した財団法人共済協会(以下「共済協会」という。)及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理させるとともに、現行の恩給及び共済組合法の規定による年金の額との推衡を考慮して、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合(以下「日本製鉄八幡共済組合」という。)からの年金受給者のために、その年金額の改定その他特別の措置を講ずることを目的とする。

(外地関係共済組合の定義)

第二條 この法律において「外地関係共済組合」とは、もとの外地関係の政府職員
の共済組合のうち年金給付を行つていたもので、左に掲げる命令の規定に基づいて組織さ
れたものをいう。

- 一 朝鮮總督府逓信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十七号）
- 二 朝鮮總督府逓信官署共済組合令（昭和十六年勅令第三百五十八号）
- 三 台湾總督府専売局共済組合令（大正十四年勅令第二百十四号）
- 四 台湾總督府営林共済組合令（昭和五年勅令第百二十九号）
- 五 台湾總督府文通局逓信共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十六号）
- 六 台湾總督府文通局鉄道共済組合令（昭和十六年勅令第二百八十七号）

第二章 年金受給者のための特別措置

(旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務の承継)

第三條 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合及び共済協会の権
利義務を承継する。

乙 連合会は、この法律施行の日において、旧陸軍共済組合が旧陸軍共済組合令（昭和十
五年勅令第九百四十七号）に基づき命令の規定により負担した、又は負担すべきであつた
年金支給の義務で陸軍共済組合令及び海軍共済組合令廢止の件（昭和二十年勅令第六百
八十八号）附則第二項の規定に基づく主務大臣の措置により消滅したものを消滅しなかつ
たものとみなして、承継する。但し、当該主務大臣の措置に基づき支給した一時金がある
ときは、当該一時金の限度において、連合会が承継した年金支給の義務（昭和二十六年
一月以後の期間に係る年金支給の義務については、第六條の規定による改定後の年金支
給の義務）は、履行されたものとみなす。

3 旧陸軍共済組合が前項に規定する主務大臣の措置により消滅した年金支給の義務に代るものとして買担した一時金支給の義務がこの法律施行の日までに履行されていないものは、その日において消滅したものとみなす。

(外地関係共済組合に係る年金の支給)

第四條 連合会は、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したもの以外の年金受給者には、外地関係共済組合のうち大蔵大臣の指定したもの以外の年金受給者に対し、当該指定の日以後年金を支給する。

2 前項の年金及び年金受給者のうちには、第三條各号に掲げる命令に基く命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金及び当該一時金の受給者とを含むものとする。

(5)

3 第一項の規定により年金を支給すべき者は、民法（昭和二十二年法律第百二十四号）の規定の適用を受ける者で、且つ、本邦（本州・四国・九州及び北海道並びに大蔵省令で定めるその附属の島をいう。以下同じ。）内に住所又は居所を有する者に限る。

4 大蔵大臣は、外地関係共済組合について、その年金受給者の状況を調査し、その概況の明らかになつたものから第一項の指定をするものとする。

(6)

(前二條の年金の支給に関する調整)

第五條 連合会は第三條の規定により承認した義務に基き、及び前條第一項の規定により支給すべき年金のうち、共済組合法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金に相当するものの支給については、それとれ同法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金の支給の例による。

2 連合会は、前項に規定する年金の支給の資格が消滅した場合において、当該年金を共済組合法の規定によるこれに相当する年金とみなした場合には同法の規定により一時金を支給すべき場合に該当することとなるときは、当該一時金の支給の例により、これに相当する一時金を支給する。

(年金額の改定)

第六條 連合会は、第三條の規定により承継した義務に基き、及び第四條第一項の規定により支給すべき年金の額を、昭和二十六年一月分以後、共済組合法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金に相当するものについては第一号に掲げる額に、公務に起因する疾病・夏傷又は死を給付事由とするものについては第二号に掲げる額にそれぞれ改定する。

(7)

- 一 当該年金の算定の基準となつた俸給に付加する別表の假定俸給を俸給とみなし、且つ、当該年金をそれぞれ相対する共済組合法の規定によるこれに相当する退職年金・療養年金又は遺族年金とみなして同法の規定を適用して算定した額
- 二 当該年金の算定の基準となつた俸給に付加する別表の假定俸給を俸給とみなし、且つ、それと旧陸軍共済組合、共済組合又は地方関係共済組合が支給した当該年金に相当する年金の算定の例及び第三項の規定により算定した額
- 三 前項第一号の場合において、同項の年金のうちその支給の條件又は額の算定の基準について共済組合法の規定による退職年金・療養年金又は遺族年金と異なるものがあるときは、当該年金は、大臣の定めるところにより、共済組合法の規定によるこれらの年金のうち、当該條件又は基準の最も類似するものとみなして同法の規定を適用する。
- 3 公務に起因する疾病・夏傷又は死を給付事由とする年金については、その年金の額の算定の際俸給月額に算入すべき月数及び俸給月額等の趣旨に付する政府職員に係る給金の太

(8)

措置に関する法律（昭和二十二年法律第百六十七号）第二項の規定に基き大蔵大臣が
定めた基準に従つて改定する。

（日本製鉄八幡共済組合に付する金額の交付）

第七條 国は、日本製鉄八幡共済組合の、当該共済組合からの年金受給者のうち、
昭和九年一月三十一日以前に発生した給付事由に基き年金の支給を受ける者に対し、支
給する年金の額を前條の規定に準じて改定した場合に、当該共済組合に対し、その年
金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を支付する。
前項に規定する年金の改定に因り必要となる責任準備金の増額分の計算については、
大蔵大臣の定めるところによる。

第一項の金額は、日本製鉄八幡共済組合が同項に規定する年金の額を改定した場合に

において、その請求に基き一時に交付するものとする。

第三章 連合会の業務

第八條 連合会は、共済組合法の規定による業務の外、左に掲げる業務を行う。

- 一 第三條の規定により抜脱した義務に基き、年金及び一時金を支給し、その他その抜脱
した債務の整理をすること。
- 二 第四條の規定による年金及び一時金を支給すること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務。

（定款の変更）

第九條 連合会は、この法律施行の後、滞滯なく、大蔵大臣の認可を受けて、前條の規定による業務を行うこととなつたのに伴い必要とされる庄款の変更をしなければならぬ。

(會計)

第十條 連合会は、第八條の規定による業務に関する會計については、共済組合法の規定による業務に関する會計と区別して、これを整理しなければならない。

第十一條 国は、予算の定めるところにより、連合会に対し、第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金の支給その他その款賦した債務の履行に要する費用並びに同條に規定する業務の執行に要する費用に充てるため必要な金額を支拂する。

2 前項の金額は、毎年度令を四布して、各四半期の期間中に当該四半期令を交付するものとする。

のとする。

第十二條 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する收支計算書を作成して、これを翌年度五月末日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

2 連合会は、毎年度第八條の規定による業務に関する決算上剰余金を生じたときは、これを翌年度五月末日までに國庫に納付しなければならない。

3 連合会の第八條の規定による業務に関する會計についての細目事項については、前二條及び前二項の規定するものを除く外、大蔵大臣が定める。

(監督)

第十三條 連合会の第八條の規定による業務の執行は、大蔵大臣が監督する。

2 連合会は、大蔵大臣の定める手続により毎月末日現在における第八條の規定による業

務に關する詳細な報告を大蔵大臣に提出しなければならぬ。

3 大蔵大臣は、毎年少くとも一回部下の職員をして連合会の第八條の規定による業務及び当該業務に關する合計について監査させるものとする。

(特定財産の国への帰属)

第十四條 大蔵大臣は、連合会が第三條第一項の規定により承認した財産のうち連合会が第八條の規定による業務を執行するために必要でないを認め、大蔵大臣が指定したものは、その指定の日において國に帰属するものとする。

(無料証明)

14)

15)

第十五條 連合会及び連合会から第八條第一号又は第二号に規定する年金又は一時金の支給を受けるべき者は、これらの年金又は一時金の支給に關し、何等の範圍内において、國又は地方公共団体の権限のある機関に対し、無料で証明を求めることができる。

(非課税)

第十六條 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金については、共済組合法の規定による退職年金及び退職一時金に相当する年金及び一時金を除く外、これを課税として、租税その他の公課を課さない。

2 連合会が支給する第八條第一号及び第二号に規定する年金及び一時金に關する証書及び帳簿には、印紙税を課さない。
3 連合会が第三條第一項の規定により承認した不動産の取得の登記については、登録税

を課さない。

第四章 年金受給者等の権利の確保

(公 告)

第十七条 連合会は、第三條の規定により旧陸軍共済組合及び共済協会の権利義務を継承した後、並びに第四條の規定により外地関係共済組合に係る年金及び一時金を支給すべきこととなった後、滞滞なく、連合会から年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対し、一定の期間内に証書類を添えて連合会に申し当該権利の確保を求め、その期間内は、三月（連合会からの申出をすべき旨の公告をしなければならぬ）。但し、その期間は、三月（連合会からの権利義務を継承し、又は第四條の規定により年金及び一時金を支給すべきこととなつた日現在において本邦にいない者については、本邦に帰還した日（三月）を下ること）を以てしない。

161 161

二 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載して少くとも三回以上しなければならぬ。但し、旧陸軍共済組合又は共済協会に係る年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者に対する公告は、一回以上すれば足りる。

三 第一項の規定による公告には、同項の年金又は一時金の支給を受ける権利を有する者か同項の期間内に申出をしないときは、第十八條第一項の規定による権利の確保が得られないため第二十條の規定の適用を受けることがあるべき旨を附記しなければならぬ。

(権利の確保)

第十八条 連合会は、前條第一項の規定による公告に於いて権利の確保を求めたるため

の申出をした者に対し、その提出した証書類その他連合会の調査した資料に基づいて、その者が真正の権利者であるか否かを並びにその者が真正の権利者である場合にはその年金又は一時金の種類及び額を確定しなければならぬ。

乙 連合会は、前條第一項の規定による公告に依りて権利の確定を求めた者以外の者で、同項の期間内に申出をしなかつたことについてやむを得ない事由があると認められるものについては、その者の申出に基づき、前項の規定に準じてその者の権利を確定することか
てきる。

(年金証書の文様)

第十九條 連合会は、前條の規定により引替済み年金の支給を受ける権利の確定をした者に対しては、当該年金に関する証書を作成して交付しなければならぬ。

乙 連合会は、前條の規定による引替済み年金の支給を受ける権利の確定を受けた者が、旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合、共済協会又は外地関係共済組合の支給に係る年金に
関する証書を有するときは、これを返却させなければならぬ。

(年金又は一時金の受給権利者)

第二十條 連合会は、第十八條の規定による権利の確定を受けた者以外の者に対しては、第三條及び第四條の規定にかかわらず、年金又は一時金の支給の義務を負わぬ。

(細目)

第二十一條 第十八條の規定による権利の確定及び第十九條第一項の規定による年金に

用する証書の作成・交付・書換・再交付等に關する細目的事項については、大蔵大臣が定める。

第五章 推 別

(事務の委任)

第二十二條 大蔵大臣は、第四條第四項の規定による外地關係英清組合に關する調査の事務を連合会に任せることが出来る。
連合会は、前項の規定により委任された調査を行うため、第十七條の規定に準じて外地關係英清組合に係る年金又は一時金の支配を受け権利を有する者に対し、当該権利の申出をすべし旨の公告をすることが出来る。この場合においては、当該公告には、当

該公告が第三項の規定により第十七條第一項の規定による公告とみなされ、同條第三項に規定するところと同様の結果となることがあるべき旨を附記しなければならない。
3 連合会が前項の公告をした場合において、当該公告の結果は是にて大蔵大臣が第四條第一項の指針をしたとき、連合会は、当該公告を第十七條第一項の規定による公告とみなして当該公告に於いて権利の申出をした者に対し第十八條第一項の規定による権利の確認をすることが出来る。

(時効の特例)

第二十三條 左に掲げる権利については、その時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年八月十五日から第十七條第一項の規定による公告(前條第三項の規定により、権利の確認をする場合には、同條第三項の規定による公告)に於いて権利の申出をすべ

き期同終了の日までは、進行しないものとする。

一 旧陸軍共済組合から年金又は一時金の支給を受ける権利。但し、一時金の支給を受ける権利については、昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者の有する権利に限る。

二 昭和二十年八月十五日現在において本邦以外の地域にいた者が共済協会から年金又は一時金の支給を受ける権利。

三 外地関係共済組合から年金の支給を受ける権利

前項に規定する年金のうちには、旧陸軍共済組合令、旧海軍共済組合令、若しくは第二條各号に掲げる命令に基づく命令の規定又は第五條第二項の規定により当該年金の支給の義務が消滅した場合において支給すべき一時金を含むものとする。

(退職年金とみなす場合)

(21)

(22)

第二十四條 連合会から共済組合法の規定による退職年金に相当する年金の支給を受けるとき、同法の規定による共済組合の組合員となつた場合には、同法第四十條の規定の適用については、その者の受ける年金は、同法の規定による退職年金とみなす。その者が日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第百五十六号）その他の法律において適用する共済組合法の規定による共済組合の組合員となつた場合にも、また同様とする。

附 則

- 一 この法律は、公布の日から起算する。
- 二 将来外地関係共済組合に帰属することか確定したるうちに、連合会が、第四條第一項の規定により支給すべき年金及び一時金に係る責任準備金の全額に相当するものについては、別に法律で定めるところにより、連合会に帰属させるものとする。
- 三 連合会は、第三條第一項の規定により共済協会から承継した施設のうち第八條の規

定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の引、引継ぎ等取扱を適用して当該業務を行うこととする。

4 第九條・第十條・第十二條第一項及び第十三條の規定は、連合会が前項

5 連合会が附則第三項の規定による業務を行う間は、第十四條中「第八條の規定による業務」とあるのは、「第七條及び附則第三項の規定による業務」と読み替へるものとする

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に關する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、遅滞なく共済協会の事務所の新在地の登記所に、その解散の登記を備へなければならぬ。

8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し、第十四條の規定を適用する場合には、同法第十四條第一項の規定にかかわらず、同月以後当該年度の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において第十四條後段に規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

定による業務以外の業務の用に供せられるものがあるときは、当分の間、同條の規定による業務の升、引、継ぎ当該施設を利用して当該業務を行うことのできる。

4 第九條・第十條・第十二條第一項及び第十三條の規定は、連合会が前項の規定による業務を行う場合に準用する。この場合において、これ等の規定中「前條の規定による業務」又は「第八條の規定による業務」とあるのは、「附則第三項の規定による業務」と、第十二條第一項中「收支計算書」とあるのは、「財産目録・債権対照表及び損益計算書」と読み替えるものとする。

6 共済協会は、この法律施行の日に解散する。この場合においては、法人の解散及び清算に關する民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定は適用しない。

7 大蔵大臣は、共済協会が解散したときは、遅滞なく共済協会の事務所の新在地の登記所に、その解散の登記を備忘しなければならぬ。

8 登記所は、前項の登記の嘱託を受けたときは、共済協会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

9 昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者に対し、同法第四十條第一項の規定にかかわらず、同法以後当該年度の支給を停止するものとする。昭和二十六年一月一日において同法第四十條後段の規定する共済組合の組合員である者についても、また同様とする。

五〇	三、八五〇	一、一七	七、五〇〇
五五	四、一五〇	一、二五	八、一〇〇
六〇	四、四五〇	一、三三	八、七〇〇
六五	四、七五〇	一、四二	九、三〇〇
七〇	五、〇五〇	一、五〇	九、九〇〇
七五	五、三五〇	一、五八	一〇、五〇〇
八〇	五、七〇〇	一、六七	一一、一〇〇
八五	六、〇〇〇	一、七五	一一、七〇〇
九〇	六、一〇〇	一、八三	一二、五〇〇
九七	六、五〇〇	一九二	一三、三〇〇
一〇三	六、九〇〇	二〇〇	一四、二〇〇
一一〇	七、三〇〇		

二一七	一五、二〇〇	一、八三	二〇、一〇〇
三三三	一六、一〇〇	三〇〇	二一、五〇〇
二五〇	一七、二〇〇	三一七	二二、九〇〇
二六七	一八、三〇〇	三三三	二五、〇〇〇

備考

一 年度の算定の基準となつた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の七七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の七五・七七倍に相当する金額（円位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。

二 年度の算定の基準となつた俸給が五〇円以上三三三円未満のときはその俸給相当額がこの表記の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に相当する仮定俸給による。

理由

旧陸海軍共済組合、外地関係共済組合等からの年金受給者の生活の事情に關心し、恩給受給者及び國家公務員共済組合法の規定による共済組合からの年金受給者との権衡を圖るため、同法の規定による共済組合連合会をして旧陸海軍共済組合及び外地関係共済組合からの年金受給者に対する年金支給の事務を統一的に処理せしめるとともに、これらの年金受給者及び財団法人日本製鉄八幡共済組合からの年金受給者のためにその年金額の改定その他特別措置を講ずる必要がある。これら、この法律案を提出する理由である。